

事務連絡
令和7年3月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

新たな運賃・料金の実施後に修学旅行等に利用される貸切バスの契約にかかる取り扱いについて

学校行事として行われる修学旅行等の宿泊を伴う旅行(以下「修学旅行等」という。)については、催行の1年半程度前から保護者等による旅行代金の積立が行われているという実態を踏まえると、今秋に見直しが予定されている新運賃・料金の適用についても、前回の見直し時と同様に特例措置を設けることが適当である。

今秋予定されている運賃・料金の見直しは、引き続き深刻な運転者不足の解消等を目的とするものであり、新たな運賃・料金の実施日以後に締結する運送契約にはすべからく適用されることになる。

しかし、修学旅行等については、その特殊性にかんがみ、下記のとおりとするので、了知されるとともに、管内事業者に周知されたい。

なお、新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金を適用することができることを申し添える。

記

1. 新たな運賃・料金の実施日以後、令和9年3月31日までに実施される修学旅行等にかかる旅行のバスの手配については、新たな運賃・料金の実施日前日までに学校側と旅行業者との間で旅行を催行する旨の合意がなされている場合であって、かつ、貸切バス事業者と旅行業者との間で契約を締結する際に、貸切バス事業者が当該旅行にかかる運送について従前の運賃・料金を適用することを了承した場合には、上記に定める「合意」があったものとして経過措置の対象とすることができる。
2. 貸切バス事業者に対しては、上記1.に該当する運送を受けた際は、当該運送であることがわかる書面(受注型企画旅行申込書、手配依頼書等)を運送引受書とともに保存することを求めるものとする。

